

関原発第552号

令和4年 2月22日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
申 請 者 名 関 西 電 力 株 式 会 社
代 表 者 氏 名 執 行 役 社 長 森 本 孝

美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の
補正について

令和3年7月29日付け関原発第279号をもちまして申請いたしました
美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書につい
て、下記のとおり補正いたします。

記

美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の本文及
び添付書類を、別添の美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認
可申請書（令和3年7月29日 関原発第279号）の補正前後比較表の補
正後欄のとおり一部補正する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

以上

別添

美浜発電所 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

(令和 3 年 7 月 29 日 関原発第 279 号) の補正前後比較表

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
21	五 3. 廃止措置の 実施区分	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方 法</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（解体準備期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉領域解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の実施区分を第5-2表に、廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順を第5-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方 法</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（解体準備期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉領域解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をながら着実に進める。廃止措置の実施区分を第5-2表に、廃止措置期間全体にわたる主な解体撤去等の手順を第5-2図、<u>解体対象施設の解体撤去手順</u>を第5-3図に示す。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
23	五 5. 第2段階に行う解体の方法	<p>5. 第2段階に行う解体の方法</p> <p>第2段階は、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階に引き続き、安全貯蔵、2次系設備の解体撤去及び核燃料物質の搬出を行う。</p>	<p>5. 第2段階に行う解体の方法</p> <p>第2段階は、原子炉周辺設備の解体撤去に着手するとともに、第1段階に引き続き、安全貯蔵、2次系設備の解体撤去及び核燃料物質の搬出を行う。</p>	
24	方法	<p>(1) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去は、第1段階に実施する残存放射能調査の結果、2次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、放射線業務従事者の被ばく低減、解体撤去作業の施工性、労働災害防止等の観点から熱的切断又は機械的切断を選定するなど、合理的な手順及び工法を策定し実施する。また、第2段階では、第3段階に実施する「原子炉領域の解体撤去」の準備として、原子炉領域の残存放射能調査結果、原子炉周辺設備の解体撤去の経験等を踏まえた原子炉領域の解体撤去の手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法の検討を行う。</p> <p><u>原子炉周辺設備を解体撤去した後の区域の一部については、解体撤去物の保管を行うエリア（以下「保管エリア」という。）又は除染等を行うエリアとして利用する。解体撤去に伴い発生する金属等の解体撤去物は、放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）として処理するか、保管エリアに保管した後、必要に応じて除染等を実施し、放射性物質として扱う必要のないもの（以下「CL」という。）として処理する。NR又はCLとして処理できない金属等の解体撤去物は、放射性固体廃棄物として処理する。</u></p>	<p>(1) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去は、第1段階に実施する残存放射能調査の結果、2次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、<u>周辺公衆</u>及び放射線業務従事者の被ばく低減、解体撤去作業の施工性、労働災害防止等の観点から熱的切断又は機械的切断を選定するなど、合理的な手順及び工法を策定し実施する。また、第2段階では、第3段階に実施する「原子炉領域の解体撤去」の準備として、原子炉領域の残存放射能調査結果、原子炉周辺設備の解体撤去の経験等を踏まえた原子炉領域の解体撤去の手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法の検討を行う。</p> <p><u>原子炉周辺設備の解体撤去は、解体撤去物のうち、クリアランス（以下「CL」という。）物として処理するか、放射性固体廃棄物とするかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）を保管するエリア（以下「保管エリア」という。）及び解体撤去物の除染等を行うエリア（以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。）を確保するために、原子炉補助建屋内の保管エリア等の設置予定場所の設備を先行して解体撤去し、解体撤去した後に保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、そ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
25		<p>解体撤去に当たっては、性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、次の安全確保対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 汚染拡大防止措置 b. ばく低減措置 c. 火災、爆発等の事故原因の除去等に関する安全対策 d. 事故発生時の事故拡大防止等の応急処置 <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 安全貯蔵</p> <p>第1段階に引き続き、安全貯蔵を実施する。</p> <p>安全貯蔵に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階に引き続き、安全確保上必要な機能に影響を与えない</p>	<p><u>の他の原子炉補助建屋内設備及び原子炉格納容器内設備の解体撤去を、各設備の維持期間等に応じて進める。解体保管物は、必要に応じて除染等を行うことにより、可能な限り CL 物として保管エリアから搬出していく。</u></p> <p><u>解体撤去作業は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）と判断できる設備がある場合は、NR を先行して解体撤去し、その後、第1段階に実施した残存放射能調査結果による放射能レベル区分に基づき、CL 物、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。</u></p> <p>解体撤去に当たっては、性能維持施設に影響を与えないことを確認するとともに、次の安全確保対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 汚染拡大防止措置 b. ばく低減措置 c. 火災、爆発等の事故原因の除去等に関する安全対策 d. 事故発生時の事故拡大防止等の応急処置 <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 安全貯蔵</p> <p>第1段階に引き続き、安全貯蔵を実施する。</p> <p>安全貯蔵に係る着手要件及び完了要件を第5-4表に示す。</p> <p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階に引き続き、安全確保上必要な機能に影響を与えない</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
		<p>範囲で、2次系設備の解体撤去を実施する。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5・4表に示す。</p> <p>(4) 核燃料物質の搬出</p> <p>核燃料物質貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料を解体対象施設から搬出する。</p> <p>核燃料物質の搬出に係る着手要件及び完了要件を第5・4表に示す。</p>	<p>範囲で、2次系設備の解体撤去を実施する。</p> <p><u>2次系設備の解体撤去は、タービン建屋を解体撤去する際に支障となる発電機等の大型機器から解体撤去する。その他の設備は、維持期間に応じて適宜解体撤去を行う。</u></p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5・4表に示す。</p> <p>(4) 核燃料物質の搬出</p> <p>核燃料物質貯蔵施設に貯蔵している使用済燃料を解体対象施設から搬出する。</p> <p>核燃料物質の搬出に係る着手要件及び完了要件を第5・4表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
25	五 6. 第3段階に行う解体の方法	<p>6. 第3段階に行う解体の方法</p> <p>第3段階は、原子炉領域の解体撤去に着手するとともに、第2段階に引き続き、原子炉周辺設備の解体撤去及び2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>(1) 原子炉領域の解体撤去</p> <p>原子炉領域の解体撤去は、第2段階に実施する核燃料物質の搬出及び安全貯蔵の終了後、原子炉領域の残存放射能量、性状等を踏まえ、水中切断又は気中切断を選定するなど、合理的な手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法について検討した結果を踏まえて実施する。</p> <p><u>原子炉本体のうち、支持構造物、原子炉容器及び原子炉容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行う。</u></p> <p>原子炉領域の解体撤去に当たっては、5.(1)「原子炉周辺設備の解体撤去」と同様の安全確保対策を講じるとともに、支持構造物等の高線量物を扱うため、水中切断、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を確実に行う。</p> <p>原子炉領域の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>第2段階に引き続き、原子炉周辺設備の解体撤去を行う。</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<p>6. 第3段階に行う解体の方法</p> <p>第3段階は、原子炉領域の解体撤去に着手するとともに、第2段階に引き続き、原子炉周辺設備の解体撤去及び2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>(1) 原子炉領域の解体撤去</p> <p>原子炉領域の解体撤去は、第2段階に実施する核燃料物質の搬出及び安全貯蔵の終了後、原子炉領域の残存放射能量、性状等を踏まえ、水中切断又は気中切断を選定するなど、合理的な手順及び工法並びに原子炉領域の解体撤去により発生する放射性廃棄物の処理及び管理方法について検討した結果を踏まえて実施する。</p> <p><u>原子炉領域の解体撤去は、支持構造物、原子炉容器、原子炉容器周囲のコンクリート壁の順に解体する。</u></p> <p>原子炉領域の解体撤去に当たっては、5.(1)「原子炉周辺設備の解体撤去」と同様の安全確保対策を講じるとともに、支持構造物等の高線量物を扱うため、水中切断、遮蔽、遠隔操作装置を用いる等の被ばく低減対策を確実に行う。</p> <p>原子炉領域の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備の解体撤去</p> <p>第2段階に引き続き、<u>使用済燃料貯蔵設備等の</u>原子炉周辺設備の解体撤去を行う。</p> <p>原子炉周辺設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>
26				<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
		<p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階、第2段階に引き続き2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<p>(3) 2次系設備の解体撤去</p> <p>第1段階、第2段階に引き続き、<u>タービン建屋等の</u>2次系設備の解体撤去を行う。</p> <p>2次系設備の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-5表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
27	五 7. 第4段階に行う解体の方法	<p>7. 第4段階に行う解体の方法</p> <p>解体対象施設内の設備を解体撤去した後、建屋内の汚染状況を確認し、必要に応じてはつり等の方法で建屋内の除染を行う。</p> <p>建屋内に汚染が残っていないことを確認したうえで管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体する。</p> <p>建屋等の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-6表に示す。</p> <p>核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	<p>7. 第4段階に行う解体の方法</p> <p>解体対象施設内の設備を解体撤去した後、建屋内の汚染状況を確認し、必要に応じてはつり等の方法で建屋内の除染を行う。</p> <p>建屋内に汚染が残っていないことを確認したうえで管理区域を解除し、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等を解体<u>撤去</u>する。</p> <p>建屋等の解体撤去に係る着手要件及び完了要件を第5-6表に示す。</p> <p>核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄を終了した後、廃止措置を終了する。</p>	・記載の適正化（用語の統一）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																							
36	五 第5-4表 第2段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (2/2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>概要</th> <th>安全管理上の指標</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全貯蔵</td> <td>原子炉格納容器 隔壁措置段階</td> <td>原子炉格納容器 隔壁措置段階にある 原子炉隔壁を解体する ために、安全防護範囲を解除・切断することのない 安全防護範囲内に着手可能となること。 原子炉隔壁を講じて、 ・高炉側線量率の区域には立入制限措置を講じ し、安全防護範囲を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。</td> <td>原子炉隔壁及び次冷却設備 に残存する放射能の時間的 減衰を図るために、系統隔離 する。が射線量率の区域には立入制限措置を講じ し、原子炉隔壁を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。</td> <td>原子炉隔壁と解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外 し、熱的切断、機械的切断等 の工法により、気中での切削、 破砕を行つ。</td> <td>原子炉隔壁と解体撤去する。 ・必要に応じて局所非遮蔽の設置、粉じん等の粒の粒2次系設備の解体撤 去が完了する。 （第3段階） （第2段階）</td> </tr> <tr> <td>2次系設備 タービン建屋及び 隔壁措置段階</td> <td>タービン建屋及び 隔壁措置段階</td> <td>解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。</td> <td>解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。</td> <td>解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。</td> <td>解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の搬出</td> <td>原子炉隔壁措置室 隔壁措置段階</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	概要	安全管理上の指標	完了要件	安全貯蔵	原子炉格納容器 隔壁措置段階	原子炉格納容器 隔壁措置段階にある 原子炉隔壁を解体する ために、安全防護範囲を解除・切断することのない 安全防護範囲内に着手可能となること。 原子炉隔壁を講じて、 ・高炉側線量率の区域には立入制限措置を講じ し、安全防護範囲を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。	原子炉隔壁及び次冷却設備 に残存する放射能の時間的 減衰を図るために、系統隔離 する。が射線量率の区域には立入制限措置を講じ し、原子炉隔壁を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。	原子炉隔壁と解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外 し、熱的切断、機械的切断等 の工法により、気中での切削、 破砕を行つ。	原子炉隔壁と解体撤去する。 ・必要に応じて局所非遮蔽の設置、粉じん等の粒の粒2次系設備の解体撤 去が完了する。 （第3段階） （第2段階）	2次系設備 タービン建屋及び 隔壁措置段階	タービン建屋及び 隔壁措置段階	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。	解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。	解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。	核燃料物質の搬出	原子炉隔壁措置室 隔壁措置段階					<ul style="list-style-type: none"> ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・記載の適正化
件名	場所	着手要件	概要	安全管理上の指標	完了要件																						
安全貯蔵	原子炉格納容器 隔壁措置段階	原子炉格納容器 隔壁措置段階にある 原子炉隔壁を解体する ために、安全防護範囲を解除・切断することのない 安全防護範囲内に着手可能となること。 原子炉隔壁を講じて、 ・高炉側線量率の区域には立入制限措置を講じ し、安全防護範囲を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。	原子炉隔壁及び次冷却設備 に残存する放射能の時間的 減衰を図るために、系統隔離 する。が射線量率の区域には立入制限措置を講じ し、原子炉隔壁を識別する。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。	原子炉隔壁と解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外 し、熱的切断、機械的切断等 の工法により、気中での切削、 破砕を行つ。	原子炉隔壁と解体撤去する。 ・必要に応じて局所非遮蔽の設置、粉じん等の粒の粒2次系設備の解体撤 去が完了する。 （第3段階） （第2段階）																						
2次系設備 タービン建屋及び 隔壁措置段階	タービン建屋及び 隔壁措置段階	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。	解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。	解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯藏及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取扱う。																						
核燃料物質の搬出	原子炉隔壁措置室 隔壁措置段階																										

第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/2)

第5-4表 第2段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (2/2)

件名	場所	着手要件	解体の要領及び方法	安全管理上の指標	完了要件
安全貯蔵	原子炉格納容器 隔壁措置段階	隔壁措置段階にある 原子炉隔壁を解体する ために、安全防護範囲を 存する放射能の時間的減衰を図る。 ・工具等を用いた分解・取外 し、熱的切断、機械的切断等 の工法により、気中での切削、 破砕を行つ。	原子炉隔壁及び次冷却設備 に残る放射能を解体・切断することのない 安全防護範囲を識別するため、 ・高炉側線量率の区域には立入制限措置を 講じる。 原子炉隔壁の解体撤去に着手する。	原子炉隔壁と解体撤去する。 ・原子炉隔壁を識別する。 ・高炉側線量率の区域には立入制限措置を 講じる。	原子炉隔壁と解体撤去する。 （第3段階） （第2段階）
2次系設備 タービン建屋及び 隔壁措置段階	タービン建屋及び 隔壁措置段階	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。	解体対象施設外へ燃料集合 体を搬出する。 ・此処理は局所非遮蔽の設置、粉じん等の 粒2次系設備の解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的 切断、機械的切断等の工法により、 気中での切削、破砕を行つ。 タービン建屋・隔壁措置等の大空間部は、 支障となる場合を除き、他の設備は、維 持期間に応じて着手解体を進行する。	此処理は局所非遮蔽の設置、粉じん等の 粒2次系設備の解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的 切断、機械的切断等の工法により、 気中での切削、破砕を行つ。 タービン建屋・隔壁措置等の大空間部は、 支障となる場合を除き、他の設備は、維 持期間に応じて着手解体を進行する。	解体対象施設内の燃 料集合体の搬出が完 成の汚染拡大防止措置を講じる。 ・燃料の貯蔵及び取扱いは、臨界防止、冷却等の 機能を有する収容器を使用する。 ・燃料取扱時は臨界防止の観点から、燃料取扱 装置を使用して燃料集合体を1体ずつ取 扱う。
核燃料物質の搬出	原子炉隔壁措置室 隔壁措置段階				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																					
37	五 第 5-5 表 第 3 段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (1/3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去</td> <td>安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。</td> <td>安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歯用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時に、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。</td> <td>安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・記載の適正化 </td></tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去	安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歯用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時に、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・記載の適正化 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去</td> <td>安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。</td> <td>安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歬用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉側原子炉格納容器の解体撤去が完了すること。 </td></tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去	安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歬用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉側原子炉格納容器の解体撤去が完了すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・記載の適正化
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																				
原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去	安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歯用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時に、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歯用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・記載の適正化 																					
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件																				
原子炉側原子炉格納容器 域の解体 撤去	安全行鑿が終了したこと。 ・機械的物の搬出 ・燃焼物の搬出 ・原子炉領域の解体 撤去が終了していること。	安全行鑿が終了したこと。 ・原子炉容器及び原子炉容器内に於ける構造物、支擲構造、容器周囲のコンクリート壁の解体撤去を行ふ。 ・工具によって発生する放射性物質に対しては、汚染水を措置し、汚染水を計測して措置（気体：汚染水大防歬用具、汚染水大防歬用具）を行ふ。 ・外部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、放射線遮蔽、遠隔化の導入及び人間開闊を行ふ。内部被ばく低減のため、作業環境を踏まえ、汚染水へ換気空調の必要な機能が損なわれないようにする。 ・火気使用作業前に火災警報装置を用いる。 ・事故発生時には、周辺に可燃物が無いことを確認し、防火シート等を用いて着火を行ふ。 ・事故発生時には、事故拡大防止の応急措置を講じることとともに、早期の復旧に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉側原子炉格納容器の解体撤去が完了すること。 																						

第 5-5 表 第 3 段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/3)

第 5-5 表 第 3 段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (1/3)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
39	五 第 5-5 表 第 3 段階に 実施する工 事等に係る 着手要件及 び完了要件 (3/3)	<p>第 5-5 表 第 3 段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>場所</th> <th>着手要件</th> <th>解体の概要及び方法</th> <th>安全管理上の措置</th> <th>完了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2次系設備 タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去</td> <td>タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備を解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を使用して養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なに応じて周辺作業場の清掃、粉じん等の拭き取り措置の設置、粉じん等の拭き取り措置を講じる。 ・周辺に可燃物が無いことを確認し、防爆シート等を用いて養生を行う。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いた等騒音に対する対策を講じる。 </td> <td>2次系設備の解体撤去</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。 </td> </tr> </tbody> </table>	件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件	2次系設備 タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備を解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を使用して養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なに応じて周辺作業場の清掃、粉じん等の拭き取り措置の設置、粉じん等の拭き取り措置を講じる。 ・周辺に可燃物が無いことを確認し、防爆シート等を用いて養生を行う。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いた等騒音に対する対策を講じる。 	2次系設備の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更
件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件											
2次系設備 タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備を解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を使用して養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なに応じて周辺作業場の清掃、粉じん等の拭き取り措置の設置、粉じん等の拭き取り措置を講じる。 ・周辺に可燃物が無いことを確認し、防爆シート等を用いて養生を行う。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いた等騒音に対する対策を講じる。 	2次系設備の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。 										

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

第 5-5 表 第 3 段階に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件 (3/3)

件名	場所	着手要件	解体の概要及び方法	安全管理上の措置	完了要件
2次系設備 タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	タービン建屋及び廃止措置段階における解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・建屋の解体撤去は、圧縮機、フレーカ等を用いて行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。 	2次系設備の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・2次系設備の解体撤去をする。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的引張、機械的切断等の工法により、気中での切断・確認、防爆シート等を用いて養生を行なう。 ・一般的な鉄筋コンクリート造建築物の解体工事における安全確保技術を講じる。 ・必要に応じて、伝導音型建設機械を用いる等騒音対策、重機の低速走行等による振動対策を講じる。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	五			<ul style="list-style-type: none"> 第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線及び枠線は補正箇所を示すものであり、補正事項には含めない。

第5-3 図 解体対象施設の解体撤去手順

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
72	十 1. 放射性気体 廃棄物の管 理	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 1. 放射性気体廃棄物の管理 (2) 第2段階以降 (中略) 第2段階以降に発生する放射性気体廃棄物の推定発生量から、 放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値（1号炉及び2号炉合算） 第2段階 $2.6 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ (粒子状物質 (Co-60)) 第3段階 <u>$8.8 \times 10^7 \text{ Bq/y}$</u> (粒子状物質 (Co-60))	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 1. 放射性気体廃棄物の管理 (2) 第2段階以降 (中略) 第2段階以降に発生する放射性気体廃棄物の推定発生量から、 放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値（1号炉及び2号炉合算） 第2段階 $2.6 \times 10^8 \text{ Bq/y}$ (粒子状物質 (Co-60)) 第3段階 <u>$8.9 \times 10^7 \text{ Bq/y}$</u> (粒子状物質 (Co-60))	・記載の適正化
73				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
74	十 2. 放射性液体 廃棄物の管 理	2. 放射性液体廃棄物の管理 (2) 第2段階以降 第2段階以降に発生する主な放射性液体廃棄物は、設備の維持 管理、管理区域設備の解体撤去等に伴い発生するキャビティドレ ン、機器ドレン、格納容器床ドレン、補助建屋床ドレン、薬品ド レン及び洗浄排水である。	2. 放射性液体廃棄物の管理 (2) 第2段階以降 第2段階以降に発生する主な放射性液体廃棄物は、設備の維持 管理、管理区域 <u>内</u> 設備の解体撤去等に伴い発生するキャビティド レン、機器ドレン、格納容器床ドレン、補助建屋床ドレン、薬品 ドレン及び洗浄排水である。	・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
76	放射性固体廃棄物の管理	<p>十 3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>b. 第2段階以降</p> <p>第2段階以降においては、管理区域内設備の解体撤去等により、廃液蒸発装置の濃縮廃液固化物、雑固体廃棄物、イオン交換器廃樹脂等が発生する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物は、種類、性状等に応じて、圧縮、焼却、溶融、固化等の処理を行い、原子炉設置許可申請書に記載している貯蔵容量を超えないように廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>管理区域内の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去物については、保管エリア又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。<u>CLと推定されるものは原則としてCLとして処理するが、CLとして処理できないと判断したものは雑固体廃棄物として処理する。</u></p> <p>保管エリアの設置予定場所を第10-6図に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物の管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第2段階<u>以降</u>の放射性固体廃棄物の処理流路線図を第10-7図に示す。<u>廃止措置の進捗に伴い放射性固体廃棄物の処理方法を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<p>3. 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>b. 第2段階以降</p> <p>第2段階以降においては、管理区域内設備の解体撤去等により、廃液蒸発装置の濃縮廃液固化物、雑固体廃棄物、イオン交換器廃樹脂等の放射性固体廃棄物が発生する。</p> <p>これらの放射性固体廃棄物は、種類、性状等に応じて、圧縮、焼却、溶融、固化等の処理を行い、原子炉設置許可申請書に記載している貯蔵容量を超えないように廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵又は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>管理区域内<u>設備</u>の解体撤去等により発生する金属等の解体撤去物のうち、<u>解体保管物</u>については、保管エリアに保管する。<u>解体保管物は、必要に応じて除染等を行い、可能な限りCL物として処理するが、CL物として処理できないと判断したものは雑固体廃棄物として処理する。</u></p> <p>保管エリアの設置予定場所を第10-6図に示す。</p> <p>放射性固体廃棄物及び<u>解体保管物</u>の管理並びに保管エリアの管理に係る保安上必要な措置については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>第2段階の放射性固体廃棄物及び<u>解体撤去物</u>の処理流路線図を第10-7図に示す。</p> <p><u>第3段階以降の管理区域内設備の解体撤去により発生する解体撤去物の管理については、保管方法、放射性固体廃棄物の廃</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（主語の明確化） ・記載の適正化（表現の修正） ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更 ・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
76	十 3. 放射性固体 廃棄物の管 理		棄に向けた処理方法等を具体化した後、廃止措置計画に反映し 変更認可を受ける。	・第2段階以降の廃止 措置計画の具体化に 伴う変更
76	3. 放射性固体 廃棄物の管 理	(2) 放射性固体廃棄物の廃棄 (中略)	(2) 放射性固体廃棄物の廃棄 (中略)	
77		なお、CLは、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を 経て、可能な限り再生利用に供する。	なお、CL物は、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認 を経て、可能な限り再生利用に供する。	・記載の適正化（表現 の修正）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
88	十 第 10-7 図 第 2 段階以 降における 放射性固体 廃棄物の処 理流路線図 (1号炉及 び 2号炉)	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>※5</p> <p>※6</p> <p>※7</p> <p>※8</p> <p>※9</p> <p>※10</p> <p>※11</p> <p>※12</p> <p>※13</p> <p>※14</p> <p>※15</p> <p>※16</p> <p>※17</p> <p>※18</p> <p>※19</p> <p>※20</p> <p>※21</p> <p>※22</p> <p>※23</p> <p>※24</p> <p>※25</p> <p>※26</p> <p>※27</p> <p>※28</p> <p>※29</p> <p>※30</p> <p>※31</p> <p>※32</p> <p>※33</p> <p>※34</p> <p>※35</p> <p>※36</p> <p>※37</p> <p>※38</p> <p>※39</p> <p>※40</p> <p>※41</p> <p>※42</p> <p>※43</p> <p>※44</p> <p>※45</p> <p>※46</p> <p>※47</p> <p>※48</p> <p>※49</p> <p>※50</p> <p>※51</p> <p>※52</p> <p>※53</p> <p>※54</p> <p>※55</p> <p>※56</p> <p>※57</p> <p>※58</p> <p>※59</p> <p>※60</p> <p>※61</p> <p>※62</p> <p>※63</p> <p>※64</p> <p>※65</p> <p>※66</p> <p>※67</p> <p>※68</p> <p>※69</p> <p>※70</p> <p>※71</p> <p>※72</p> <p>※73</p> <p>※74</p> <p>※75</p> <p>※76</p> <p>※77</p> <p>※78</p> <p>※79</p> <p>※80</p> <p>※81</p> <p>※82</p> <p>※83</p> <p>※84</p> <p>※85</p> <p>※86</p> <p>※87</p> <p>※88</p> <p>※89</p> <p>※90</p> <p>※91</p> <p>※92</p> <p>※93</p> <p>※94</p> <p>※95</p> <p>※96</p> <p>※97</p> <p>※98</p> <p>※99</p> <p>※100</p> <p>※101</p> <p>※102</p> <p>※103</p> <p>※104</p> <p>※105</p> <p>※106</p> <p>※107</p> <p>※108</p> <p>※109</p> <p>※110</p> <p>※111</p> <p>※112</p> <p>※113</p> <p>※114</p> <p>※115</p> <p>※116</p> <p>※117</p> <p>※118</p> <p>※119</p> <p>※120</p> <p>※121</p> <p>※122</p> <p>※123</p> <p>※124</p> <p>※125</p> <p>※126</p> <p>※127</p> <p>※128</p> <p>※129</p> <p>※130</p> <p>※131</p> <p>※132</p> <p>※133</p> <p>※134</p> <p>※135</p> <p>※136</p> <p>※137</p> <p>※138</p> <p>※139</p> <p>※140</p> <p>※141</p> <p>※142</p> <p>※143</p> <p>※144</p> <p>※145</p> <p>※146</p> <p>※147</p> <p>※148</p> <p>※149</p> <p>※150</p> <p>※151</p> <p>※152</p> <p>※153</p> <p>※154</p> <p>※155</p> <p>※156</p> <p>※157</p> <p>※158</p> <p>※159</p> <p>※160</p> <p>※161</p> <p>※162</p> <p>※163</p> <p>※164</p> <p>※165</p> <p>※166</p> <p>※167</p> <p>※168</p> <p>※169</p> <p>※170</p> <p>※171</p> <p>※172</p> <p>※173</p> <p>※174</p> <p>※175</p> <p>※176</p> <p>※177</p> <p>※178</p> <p>※179</p> <p>※180</p> <p>※181</p> <p>※182</p> <p>※183</p> <p>※184</p> <p>※185</p> <p>※186</p> <p>※187</p> <p>※188</p> <p>※189</p> <p>※190</p> <p>※191</p> <p>※192</p> <p>※193</p> <p>※194</p> <p>※195</p> <p>※196</p> <p>※197</p> <p>※198</p> <p>※199</p> <p>※200</p> <p>※201</p> <p>※202</p> <p>※203</p> <p>※204</p> <p>※205</p> <p>※206</p> <p>※207</p> <p>※208</p> <p>※209</p> <p>※210</p> <p>※211</p> <p>※212</p> <p>※213</p> <p>※214</p> <p>※215</p> <p>※216</p> <p>※217</p> <p>※218</p> <p>※219</p> <p>※220</p> <p>※221</p> <p>※222</p> <p>※223</p> <p>※224</p> <p>※225</p> <p>※226</p> <p>※227</p> <p>※228</p> <p>※229</p> <p>※230</p> <p>※231</p> <p>※232</p> <p>※233</p> <p>※234</p> <p>※235</p> <p>※236</p> <p>※237</p> <p>※238</p> <p>※239</p> <p>※240</p> <p>※241</p> <p>※242</p> <p>※243</p> <p>※244</p> <p>※245</p> <p>※246</p> <p>※247</p> <p>※248</p> <p>※249</p> <p>※250</p> <p>※251</p> <p>※252</p> <p>※253</p> <p>※254</p> <p>※255</p> <p>※256</p> <p>※257</p> <p>※258</p> <p>※259</p> <p>※260</p> <p>※261</p> <p>※262</p> <p>※263</p> <p>※264</p> <p>※265</p> <p>※266</p> <p>※267</p> <p>※268</p> <p>※269</p> <p>※270</p> <p>※271</p> <p>※272</p> <p>※273</p> <p>※274</p> <p>※275</p> <p>※276</p> <p>※277</p> <p>※278</p> <p>※279</p> <p>※280</p> <p>※281</p> <p>※282</p> <p>※283</p> <p>※284</p> <p>※285</p> <p>※286</p> <p>※287</p> <p>※288</p> <p>※289</p> <p>※290</p> <p>※291</p> <p>※292</p> <p>※293</p> <p>※294</p> <p>※295</p> <p>※296</p> <p>※297</p> <p>※298</p> <p>※299</p> <p>※300</p> <p>※301</p> <p>※302</p> <p>※303</p> <p>※304</p> <p>※305</p> <p>※306</p> <p>※307</p> <p>※308</p> <p>※309</p> <p>※310</p> <p>※311</p> <p>※312</p> <p>※313</p> <p>※314</p> <p>※315</p> <p>※316</p> <p>※317</p> <p>※318</p> <p>※319</p> <p>※320</p> <p>※321</p> <p>※322</p> <p>※323</p> <p>※324</p> <p>※325</p> <p>※326</p> <p>※327</p> <p>※328</p> <p>※329</p> <p>※330</p> <p>※331</p> <p>※332</p> <p>※333</p> <p>※334</p> <p>※335</p> <p>※336</p> <p>※337</p> <p>※338</p> <p>※339</p> <p>※340</p> <p>※341</p> <p>※342</p> <p>※343</p> <p>※344</p> <p>※345</p> <p>※346</p> <p>※347</p> <p>※348</p> <p>※349</p> <p>※350</p> <p>※351</p> <p>※352</p> <p>※353</p> <p>※354</p> <p>※355</p> <p>※356</p> <p>※357</p> <p>※358</p> <p>※359</p> <p>※360</p> <p>※361</p> <p>※362</p> <p>※363</p> <p>※364</p> <p>※365</p> <p>※366</p> <p>※367</p> <p>※368</p> <p>※369</p> <p>※370</p> <p>※371</p> <p>※372</p> <p>※373</p> <p>※374</p> <p>※375</p> <p>※376</p> <p>※377</p> <p>※378</p> <p>※379</p> <p>※380</p> <p>※381</p> <p>※382</p> <p>※383</p> <p>※384</p> <p>※385</p> <p>※386</p> <p>※387</p> <p>※388</p> <p>※389</p> <p>※390</p> <p>※391</p> <p>※392</p> <p>※393</p> <p>※394</p> <p>※395</p> <p>※396</p> <p>※397</p> <p>※398</p> <p>※399</p> <p>※400</p> <p>※401</p> <p>※402</p> <p>※403</p> <p>※404</p> <p>※405</p> <p>※406</p> <p>※407</p> <p>※408</p> <p>※409</p> <p>※410</p> <p>※411</p> <p>※412</p> <p>※413</p> <p>※414</p> <p>※415</p> <p>※416</p> <p>※417</p> <p>※418</p> <p>※419</p> <p>※420</p> <p>※421</p> <p>※422</p> <p>※423</p> <p>※424</p> <p>※425</p> <p>※426</p> <p>※427</p> <p>※428</p> <p>※429</p> <p>※430</p> <p>※431</p> <p>※432</p> <p>※433</p> <p>※434</p> <p>※435</p> <p>※436</p> <p>※437</p> <p>※438</p> <p>※439</p> <p>※440</p> <p>※441</p> <p>※442</p> <p>※443</p> <p>※444</p> <p>※445</p> <p>※446</p> <p>※447</p> <p>※448</p> <p>※449</p> <p>※450</p> <p>※451</p> <p>※452</p> <p>※453</p> <p>※454</p> <p>※455</p> <p>※456</p> <p>※457</p> <p>※458</p> <p>※459</p> <p>※460</p> <p>※461</p> <p>※462</p> <p>※463</p> <p>※464</p> <p>※465</p> <p>※466</p> <p>※467</p> <p>※468</p> <p>※469</p> <p>※470</p> <p>※471</p> <p>※472</p> <p>※473</p> <p>※474</p> <p>※475</p> <p>※476</p> <p>※477</p> <p>※478</p> <p>※479</p> <p>※480</p> <p>※481</p> <p>※482</p> <p>※483</p> <p>※484</p> <p>※485</p> <p>※486</p> <p>※487</p> <p>※488</p> <p>※489</p> <p>※490</p> <p>※491</p> <p>※492</p> <p>※493</p> <p>※494</p> <p>※495</p> <p>※496</p> <p>※497</p> <p>※498</p> <p>※499</p> <p>※500</p> <p>※501</p> <p>※502</p> <p>※503</p> <p>※504</p> <p>※505</p> <p>※506</p> <p>※507</p> <p>※508</p> <p>※509</p> <p>※510</p> <p>※511</p> <p>※512</p> <p>※513</p> <p>※514</p> <p>※515</p> <p>※516</p> <p>※517</p> <p>※518</p> <p>※519</p> <p>※520</p> <p>※521</p> <p>※522</p> <p>※523</p> <p>※524</p> <p>※525</p> <p>※526</p> <p>※527</p> <p>※528</p> <p>※529</p> <p>※530</p> <p>※531</p> <p>※532</p> <p>※533</p> <p>※534</p> <p>※535</p> <p>※536</p> <p>※537</p> <p>※538</p> <p>※539</p> <p>※540</p> <p>※541</p> <p>※542</p> <p>※543</p> <p>※544</p> <p>※545</p> <p>※546</p> <p>※547</p> <p>※548</p> <p>※549</p> <p>※550</p> <p>※551</p> <p>※552</p> <p>※553</p> <p>※554</p> <p>※555</p> <p>※556</p> <p>※557</p> <p>※558</p> <p>※559</p> <p>※560</p> <p>※561</p> <p>※562</p> <p>※563</p> <p>※564</p> <p>※565</p> <p>※566</p> <p>※567</p> <p>※568</p> <p>※569</p> <p>※570</p> <p>※571</p> <p>※572</p> <p>※573</p> <p>※574</p> <p>※575</p> <p>※576</p> <p>※577</p> <p>※578</p> <p>※579</p> <p>※580</p> <p>※581</p> <p>※582</p> <p>※583</p> <p>※584</p> <p>※585</p> <p>※586</p> <p>※587</p> <p>※588</p> <p>※589</p> <p>※590</p> <p>※591</p> <p>※592</p> <p>※593</p> <p>※594</p> <p>※595</p> <p>※596</p> <p>※597</p> <p>※598</p> <p>※599</p> <p>※600</p> <p>※601</p> <p>※602</p> <p>※603</p> <p>※604</p> <p>※605</p> <p>※606</p> <p>※607</p> <p>※608</p> <p>※609</p> <p>※610</p> <p>※611</p> <p>※612</p> <p>※613</p> <p>※614</p> <p>※615</p> <p>※616</p> <p>※617</p> <p>※618</p> <p>※619</p> <p>※620</p> <p>※621</p> <p>※622</p> <p>※623</p> <p>※624</p> <p>※625</p> <p>※626</p> <p>※627</p> <p>※628</p> <p>※629</p> <p>※630</p> <p>※631</p> <p>※632</p> <p>※633</p> <p>※634</p> <p>※635</p> <p>※636</p> <p>※637</p> <p>※638</p> <p>※639</p> <p>※640</p> <p>※641</p> <p>※642</p> <p>※643</p> <p>※644</p> <p>※645</p> <p>※646</p> <p>※647</p> <p>※648</p> <p>※649</p> <p>※650</p> <p>※651</p> <p>※652</p> <p>※653</p> <p>※654</p> <p>※655</p> <p>※656</p> <p>※657</p> <p>※658</p> <p>※659</p> <p>※660</p> <p>※661</p> <p>※662</p> <p>※663</p> <p>※664</p> <p>※665</p> <p>※666</p> <p>※667</p> <p>※668</p> <p>※669</p> <p>※670</p> <p>※671</p> <p>※672</p> <p>※673</p> <p>※674</p> <p>※675</p> <p>※676</p> <p>※677</p> <p>※678</p> <p>※679</p> <p>※680</p> <p>※681</p> <p>※682</p> <p>※683</p> <p>※684</p> <p>※685</p> <p>※686</p> <p>※687</p> <p>※688</p> <p>※689</p> <p>※690</p> <p>※691</p> <p>※692</p> <p>※693</p> <p>※694</p> <p>※695</p> <p>※696</p> <p>※697</p> <p>※698</p> <p>※699</p> <p>※700</p> <p>※701</p> <p>※702</p> <p>※703</p> <p>※704</p> <p>※705</p> <p>※706</p> <p>※707</p> <p>※708</p> <p>※709</p> <p>※710</p> <p>※711</p> <p>※712</p> <p>※713</p> <p>※714</p> <p>※715</p> <p>※716</p> <p>※717</p> <p>※718</p> <p>※719</p> <p>※720</p> <p>※721</p> <p>※722</p> <p>※723</p> <p>※724</p> <p>※725</p> <p>※726</p> <p>※727</p> <p>※728</p> <p>※729</p> <p>※730</p> <p>※731</p> <p>※732</p> <p>※733</p> <p>※734</p> <p>※735</p> <p>※736</p> <p>※737</p> <p>※738</p> <p>※739</p> <p>※740</p> <p>※741</p> <p>※742</p> <p>※743</p> <p>※744</p> <p>※745</p> <p>※746</p> <p>※747</p> <p>※748</p> <p>※749</p> <p>※750</p> <p>※751</p> <p>※752</p> <p>※753</p> <p>※754</p> <p>※755</p> <p>※756</p> <p>※757</p> <p>※758</p> <p>※759</p> <p>※760</p> <p>※761</p> <p>※762</p> <p>※763</p> <p>※764</p> <p>※765</p> <p>※766</p> <p>※767</p> <p>※768</p> <p>※769</p> <p>※770</p> <p>※771</p> <p>※772</p> <p>※773</p> <p>※774</p> <p>※775</p> <p>※776</p> <p>※777</p> <p>※778</p> <p>※779</p> <p>※780</p> <p>※781</p> <p>※782</p> <p>※783</p> <p>※784</p> <p>※785</p> <p>※786</p> <p>※787</p> <p>※788</p> <p>※789</p> <p>※790</p> <p>※791</p> <p>※792</p> <p>※793</p> <p>※794</p> <p>※795</p> <p>※796</p> <p>※797</p> <p>※798</p> <p>※799</p> <p>※800</p> <p>※801</p> <p>※802</p> <p>※803</p> <p>※804</p> <p>※805</p> <p>※806</p> <p>※807</p> <p>※808</p> <p>※809</p> <p>※810</p> <p>※811</p> <p>※812</p> <p>※813</p> <p>※814</p> <p>※815</p> <p>※816</p> <p>※817</p> <p>※818</p> <p>※819</p> <p>※820</p> <p>※821</p> <p>※822</p> <p>※823</p> <p>※824</p> <p>※825</p> <p>※826</p> <p>※827</p> <p>※828</p> <p>※829</p> <p>※830</p> <p>※831</p> <p>※832</p> <p>※833</p> <p>※834</p> <p>※835</p> <p>※836</p> <p>※837</p> <p>※838</p> <p>※839</p> <p>※840</p> <p>※841</p> <p>※842</p> <p>※843</p> <p>※844</p> <p>※845</p> <p>※846</p> <p>※847</p> <p>※848</p> <p>※849</p> <p>※850</p> <p>※851</p> <p>※852</p> <p>※853</p> <p>※854</p> <p>※855</p> <p>※856</p> <p>※857</p> <p>※858</p> <p>※859</p> <p>※860</p> <p>※861</p> <p>※862</p> <p>※863</p> <p>※864</p> <p>※865</p> <p>※866</p> <p>※867</p> <p>※868</p> <p>※869</p> <p>※870</p> <p>※871</p> <p>※872</p> <p>※873</p> <p>※874</p> <p>※875</p> <p>※876</p> <p>※877</p> <p>※878</p> <p>※879</p> <p>※880</p> <p>※881</p> <p>※882</p> <p>※883</p> <p>※884</p> <p>※885</p> <p>※886</p> <p>※887</p> <p>※888</p> <p>※889</p> <p>※890</p> <p>※891</p> <p>※892</p> <p>※893</p> <p>※894</p> <p>※895</p> <p>※896</p> <p>※897</p> <p>※898</p> <p>※899</p> <p>※900</p> <p>※901</p> <p>※902</p> <p>※903</p> <p>※904</p> <p>※905</p> <p>※906</p> <p>※907</p> <p>※908</p> <p>※909</p> <p>※910</p> <p>※911</p> <p>※912</p> <p>※913</p> <p>※914</p> <p>※915</p> <p>※916</p> <p>※917</p> <p>※918</p> <p>※919</p> <p>※920</p> <p>※921</p> <p>※922</p> <p>※923</p> <p>※924</p> <p>※925</p> <p>※926</p> <p>※927</p> <p>※928</p> <p>※929</p> <p>※930</p> <p>※931</p> <p>※932</p> <p>※933</p> <p>※934</p> <p>※935</p> <p>※936</p> <p>※937</p> <p>※938</p> <p>※939</p> <p>※940</p> <p>※941</p> <p>※942</p> <p>※943</p> <p>※944</p> <p>※945</p> <p>※946</p> <p>※947</p> <p>※948</p> <p>※949</p> <p>※950</p> <p>※951</p> <p>※952</p> <p>※953</p> <p>※954</p> <p>※955</p> <p>※956</p> <p>※957</p> <p>※958</p> <p>※959</p> <p>※960</p> <p>※961</p> <p>※962</p> <p>※963</p> <p>※964</p> <p>※965</p> <p>※966</p> <p>※967</p> <p>※968</p> <p>※969</p> <p>※970</p> <p>※971</p> <p>※972</p> <p>※973</p> <p>※974</p> <p>※975</p> <p>※976</p> <p>※977</p> <p>※978</p> <p>※979</p> <p>※980</p> <p>※981</p> <p>※982</p> <p>※983</p> <p>※984</p> <p>※985</p> <p>※986</p> <p>※987</p> <p>※988</p> <p>※989</p> <p>※990</p> <p>※991</p> <p>※992</p> <p>※993</p> <p>※994</p> <p>※995</p> <p>※996</p> <p>※997</p> <p>※998</p> <p>※999</p> <p>※1000</p>		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-19	添付書類三 2.2.2 放射性液体 廃棄物によ る実効線量	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2.2.2 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>b. 実効線量評価方法</p> <p>(a) 実効線量の計算式</p> <p>(a-2) 海産物摂取による内部被ばく</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>H_w : 海産物を摂取した場合の<u>実効線量当量</u> $(\mu \text{Sv}/y)$</p> <p>365 : 年間日数への換算係数 (d/y)</p> <p>K_{wi} : 核種 i の<u>実効線量当量</u>への換算係数 $(\mu \text{Sv}/\text{Bq})$</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2.2.2 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物による実効線量</p> <p>b. 実効線量評価方法</p> <p>(a) 実効線量の計算式</p> <p>(a-2) 海産物摂取による内部被ばく</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>H_w : 海産物を摂取した場合の<u>実効線量</u> $(\mu \text{Sv}/y)$</p> <p>365 : 年間日数への換算係数 (d/y)</p> <p>K_{wi} : 核種 i の<u>実効線量</u>への換算係数 $(\mu \text{Sv}/\text{Bq})$</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-55	添付書類三 第2図 解体撤去に 伴い発生す る放射性氣 体廃棄物の 大気への移 行フロー (イメ ージ)	<p>建屋</p> <p>汚染拡大防止用いからの搬えい室</p> <p>汚染拡大防止用いから</p> <p>局所フィルタ</p> <p>建屋排気フィルタ</p> <p>大気</p> <p>■ : 解体対象施設</p>	<p>建屋</p> <p>汚染拡大防止用いからの搬えい室</p> <p>汚染拡大防止用いから</p> <p>局所フィルタ</p> <p>建屋排気フィルタ</p> <p>大気</p> <p>■ : 解体対象施設</p> <p>※原子炉容器及び支持構造物を除いて、汚染拡大防止用いから及び局所フィルタの効果は、評価上考慮しない。</p>	<p>・第2段階以降の廃止措置計画の具体化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-2	添付書類四 4.1 想定する事 故	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等 があった場合に発生することが想定される事故の種類、 程度、影響等に関する説明書 4. 第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 4.1 想定する事故 (中略) 第1段階で想定した事故のうち、2.2「燃料集合体の落下」について は、使用済燃料を搬出するまでの期間、第1段階に引き続き事故 として想定されるが、原子炉停止後からの減衰期間を考慮すると、 環境へ放出される放射性物質の放出量は、第1段階よりさらに少な くなることから、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを 与えることはない。また、2.3「放射性気体廃棄物処理施設の破損」 については、第1段階で実施した作業に伴い、解体対象施設内に残 存していた希ガスは放出されており、第2段階以降の事故としては 想定しない。	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等 があった場合に発生することが想定される事故の種類、 程度、影響等に関する説明書 4. 第2段階以降の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 4.1 想定する事故 (中略)	
4-3			第1段階で想定した事故のうち、2.2「燃料集合体の落下」について は、使用済燃料を搬出するまでの期間、第1段階に引き続き事故 として想定されるが、原子炉停止後からの減衰期間を考慮すると、 環境へ放出される放射性物質の放出量は、第1段階よりさらに少な く、周辺公衆の受ける被ばく線量は、第2段階で約 $5.2 \times 10^{-5} \text{ mSv}$ となり、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるこ とはない。また、2.3「放射性気体廃棄物処理施設の破損」について は、第1段階で実施した作業に伴い、解体対象施設内に残存してい た希ガスは放出されており、第2段階以降の事故としては想定しな い。	・記載の適正化（燃料 集合体落下の被ばく 線量評価結果の追 加）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																		
4-20	添付書類四 第1図 事故時における周辺公衆の受ける 線量の評価 フロー	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（変更理由の変更） 	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <img alt="Flowchart of the accident response plan for the public dose evaluation. It starts with '代用地帯事象の発生' (Occurrence of a substitute area event), leading to '一様上層階層中の原子子が被災の状況に応じて想定される事象とスクリーニング' (Assuming the same upper floor where atoms are damaged, screening for events based on the situation). This leads to '放出源位置' (Source release location) and '一様な事象により周囲へ放出される放射性物質(希ガス)の量を評価' (Evaluate the amount of radioactive material (radioactive gas) released by the same event). Then it branches into '放出源評価' (Source release evaluation) and '周囲環境評価' (Evaluation of surrounding environment). Finally, it leads to '評価結果のまとめ' (Summary of evaluation results) and '評価結果の比較による評価結果の判断' (Judgment of evaluation results based on comparison with

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
5-2	添付書類五 2. 残存放射能 調査	<p>添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p> <p>2. 残存放射能調査</p> <p>解体対象施設の放射能レベルを評価し、解体対象施設の<u>放射能</u>分布及び放射能レベル区別の放射性固体廃棄物の発生量を評価する。解体対象施設の放射能レベルは、放射化汚染と二次的な汚染とに区分して 2022 年 4 月 1 日時点の放射能で評価する。評価対象核種は、第 3 表に示す 55 核種とする。</p> <p>放射能レベル区別の放射性固体廃棄物の発生量は、解体対象施設の放射能レベル評価結果を基に、設計情報及び現地調査により設定した各設備の物量により評価する。</p>	<p>添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p> <p>2. 残存放射能調査</p> <p>解体対象施設の放射能レベルを評価し、解体対象施設の<u>汚染</u>分布及び放射能レベル区別の放射性固体廃棄物の発生量を評価する。解体対象施設の放射能レベルは、放射化汚染と二次的な汚染とに区分して 2022 年 4 月 1 日時点の放射能で評価する。評価対象核種は、第 3 表に示す 55 核種とする。</p> <p>放射能レベル区別の放射性固体廃棄物の発生量は、解体対象施設の放射能レベル評価結果を基に、設計情報及び現地調査により設定した各設備の物量により評価する。</p>	・記載の適正化
5-3	2.2.1 二次的な汚 染の評価方 法	<p>2.2.1 二次的な汚染の評価方法</p> <p>二次的な汚染については、機器・配管等の表面の放射線量率から、内表面に付着している主要な汚染核種である Co-60 の表面汚染密度を求め、機器・配管等の内表面積を乗じて、Co-60 の放射能を評価する。その他の核種については、Co-60 との核種組成比法や平均放射能濃度法を用いて機器・配管等に付着した放射能を評価する。</p> <p>二次的な汚染の評価方法の手順を第 3 図に示す。</p>	<p>2.2.1 二次的な汚染の評価方法</p> <p>二次的な汚染については、機器・配管等の表面の放射線量率から、内表面に付着している主要な汚染核種である Co-60 の表面汚染密度を求め、機器・配管等の内表面積を乗じて、Co-60 の放射能を評価する。その他の核種については、Co-60 との核種組成比法や平均放射能濃度法を用いて機器・配管等に付着した放射能を評価する。</p> <p>二次的な汚染の評価方法の手順を第 3 図に示す。</p>	・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
5-10	添付書類五 第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量(初回申請時)	<p>第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量(初回申請時)</p> <p>(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射能レベル区分^{*1}</th> <th colspan="2">推定発生量^{*2*3}</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110</td> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600</td> <td>約800</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの(CL)</td> <td>約3,600</td> <td>約4,100</td> </tr> <tr> <td>合計^{*4}</td> <td>約5,900</td> <td>約6,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放射能レベル区分は、以下のとおり。 • L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度 • L1とL2の区分値は、国内で操業しているコンクリートビット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 • L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 • CLの区分値の上限は、「製鍊事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度 *2: 推定発生量 • 低レベル放射性廃棄物については、10トン単位で切り上げた値である。 • 放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100トン単位で切り上げた値である。 • 端数処理のため合計値が一致しないことがある。 • 推定発生量には付随廃棄物を含まない。 *3: 推定発生量の評価条件 • 「2. 現状の評価」を参照。 *4: この他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約342,000トン(1号炉及び2号炉合算)発生する。</p>	放射能レベル区分 ^{*1}	推定発生量 ^{*2*3}		1号炉	2号炉	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110	放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630		放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600	約800	放射性物質として扱う必要のないもの(CL)	約3,600	約4,100	合計 ^{*4}	約5,900	約6,800	<p>第1表 廃止措置期間全体にわたり発生する放射性固体廃棄物の推定発生量(初回申請時)</p> <p>(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射能レベル区分^{*1}</th> <th colspan="2">推定発生量^{*2*3}</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低レベル放射性廃棄物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110</td> <td>放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600</td> <td>約800</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの(CL)</td> <td>約3,600</td> <td>約4,100</td> </tr> <tr> <td>合計^{*4}</td> <td>約5,900</td> <td>約6,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 放射能レベル区分は、以下のとおり。 • L1の区分値の上限は、原子炉等規制法施行令第31条に定める放射能濃度 • L1とL2の区分値は、国内で操業しているコンクリートビット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度 • L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 • CLの区分値の上限は、「製鍊事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度 *2: 推定発生量 • 低レベル放射性廃棄物については、10トン単位で切り上げた値である。 • 放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100トン単位で切り上げた値である。 • 端数処理のため合計値が一致しないことがある。 • 推定発生量には付随廃棄物を含まない。 *3: 推定発生量の評価条件 • 「1. 初回申請における評価」を参照。 *4: この他、放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外からの発生分を含む。)が約342,000トン(1号炉及び2号炉合算)発生する。</p>	放射能レベル区分 ^{*1}	推定発生量 ^{*2*3}		1号炉	2号炉	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110	放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630		放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600	約800	放射性物質として扱う必要のないもの(CL)	約3,600	約4,100	合計 ^{*4}	約5,900	約6,800	・記載の適正化
放射能レベル区分 ^{*1}	推定発生量 ^{*2*3}																																					
	1号炉	2号炉																																				
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110	放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630																																				
	放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600	約800																																				
放射性物質として扱う必要のないもの(CL)	約3,600	約4,100																																				
合計 ^{*4}	約5,900	約6,800																																				
放射能レベル区分 ^{*1}	推定発生量 ^{*2*3}																																					
	1号炉	2号炉																																				
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの(L1) 約110	放射能レベルの比較的低いもの(L2) 約630																																				
	放射能レベルの極めて低いもの(L3) 約1,600	約800																																				
放射性物質として扱う必要のないもの(CL)	約3,600	約4,100																																				
合計 ^{*4}	約5,900	約6,800																																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																														
5-12	添付書類五 第3表 評価対象核種	<p style="text-align: center;">第3表 評価対象核種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">評価対象核種 (55 核種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 3</td><td>Be 10</td><td>C 14</td><td>S 35</td><td>Cl 36</td><td>Ca 41</td><td>Mn 54</td></tr> <tr> <td>Fe 55</td><td>Fe 59</td><td>Co 58</td><td>Co 60</td><td>Ni 59</td><td>Ni 63</td><td>Zn 65</td></tr> <tr> <td>Se 79</td><td>Sr 90</td><td>Zr 93</td><td>Nb 94</td><td>Mo 93</td><td>Tc 99</td><td>Ru 106</td></tr> <tr> <td>Ag 108m</td><td>Cd 113m</td><td>Sn 126</td><td>Sb 125</td><td>Te 125m</td><td>I 129</td><td>Cs 134</td></tr> <tr> <td>Cs 137</td><td>Ba 133</td><td>La 137</td><td>Ce 144</td><td>Pm 147</td><td>Sm 151</td><td>Eu 152</td></tr> <tr> <td>Eu 154</td><td>Ho 166m</td><td>Lu 176</td><td>Ir 192m</td><td>Pt 193</td><td>U 234</td><td>U 235</td></tr> <tr> <td>U-236</td><td>U-238</td><td>Np 237</td><td>Pu-238</td><td>Pu-239</td><td>Pu-240</td><td>Pu-241</td></tr> <tr> <td>Pu 242</td><td>Am 241</td><td>Am 242m</td><td>Am 234</td><td>Cm 242</td><td>Cm 244</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	評価対象核種 (55 核種)							H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54	Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65	Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	Tc 99	Ru 106	Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134	Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152	Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235	U-236	U-238	Np 237	Pu-238	Pu-239	Pu-240	Pu-241	Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	—	<p style="text-align: center;">第3表 評価対象核種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="7">評価対象核種 (55 核種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 3</td><td>Be 10</td><td>C 14</td><td>S 35</td><td>Cl 36</td><td>Ca 41</td><td>Mn 54</td></tr> <tr> <td>Fe 55</td><td>Fe 59</td><td>Co 58</td><td>Co 60</td><td>Ni 59</td><td>Ni 63</td><td>Zn 65</td></tr> <tr> <td>Se 79</td><td>Sr 90</td><td>Zr 93</td><td>Nb 94</td><td>Mo 93</td><td>Tc 99</td><td>Ru 106</td></tr> <tr> <td>Ag 108m</td><td>Cd 113m</td><td>Sn 126</td><td>Sb 125</td><td>Te 125m</td><td>I 129</td><td>Cs 134</td></tr> <tr> <td>Cs 137</td><td>Ba 133</td><td>La 137</td><td>Ce 144</td><td>Pm 147</td><td>Sm 151</td><td>Eu 152</td></tr> <tr> <td>Eu 154</td><td>Ho 166m</td><td>Lu 176</td><td>Ir 192m</td><td>Pt 193</td><td>U 234</td><td>U 235</td></tr> <tr> <td>U-236</td><td>U-238</td><td>Np 237</td><td>Pu-238</td><td>Pu-239</td><td>Pu-240</td><td>Pu-241</td></tr> <tr> <td>Pu 242</td><td>Am 241</td><td>Am 242m</td><td>Am 234</td><td>Cm 242</td><td>Cm 244</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	評価対象核種 (55 核種)							H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54	Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65	Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	Tc 99	Ru 106	Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134	Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152	Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235	U-236	U-238	Np 237	Pu-238	Pu-239	Pu-240	Pu-241	Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	—	<ul style="list-style-type: none"> • 記載の適正化 • 記載の適正化
評価対象核種 (55 核種)																																																																																																																																		
H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54																																																																																																																												
Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65																																																																																																																												
Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	Tc 99	Ru 106																																																																																																																												
Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134																																																																																																																												
Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152																																																																																																																												
Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235																																																																																																																												
U-236	U-238	Np 237	Pu-238	Pu-239	Pu-240	Pu-241																																																																																																																												
Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	—																																																																																																																												
評価対象核種 (55 核種)																																																																																																																																		
H 3	Be 10	C 14	S 35	Cl 36	Ca 41	Mn 54																																																																																																																												
Fe 55	Fe 59	Co 58	Co 60	Ni 59	Ni 63	Zn 65																																																																																																																												
Se 79	Sr 90	Zr 93	Nb 94	Mo 93	Tc 99	Ru 106																																																																																																																												
Ag 108m	Cd 113m	Sn 126	Sb 125	Te 125m	I 129	Cs 134																																																																																																																												
Cs 137	Ba 133	La 137	Ce 144	Pm 147	Sm 151	Eu 152																																																																																																																												
Eu 154	Ho 166m	Lu 176	Ir 192m	Pt 193	U 234	U 235																																																																																																																												
U-236	U-238	Np 237	Pu-238	Pu-239	Pu-240	Pu-241																																																																																																																												
Pu 242	Am 241	Am 242m	Am 234	Cm 242	Cm 244	—																																																																																																																												

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-8	添付書類六 3. 性能維持施 設の維持期 間	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき 期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の維持期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>(中略)</p> <p>燃料取扱用水タンクの「給水機能」及びその性能は、使用済 燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p>	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき 期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の維持期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>(中略)</p> <p>燃料取替用水タンクの「給水機能」及びその性能は、使用済 燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p>	・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	添付書類六 追補 1 IV 第 2 図 評価地点の 概略図			・記載の適正化（建物名 称の変更）

第 2 図 評価地点の概略図

第 2 図 評価地点の概略図

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
7-1	添付書類七 1. 廃止措置に 要する費用	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画 に関する説明書 1. 廃止措置に要する費用 原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に 要する総見積額は、第1表に示すとおりであり、1号炉で約 324 億円、2号炉で約 358 億円である。	添付書類七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画 に関する説明書 1. 廃止措置に要する費用 原子力発電施設解体引当金制度に基づく原子力発電施設の解体に 要する総見積額は、第1表に示すとおりであり、1号炉で約 323 億円、2号炉で約 358 億円である。	・記載の適正化（端数 処理の変更）																												
—	2. 資金調達計 画	2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、自己資金及び外部資金を充当する予定 である。 原子力発電施設解体引当金（過年度分を含む。）は、1号炉で約 <u>249</u> 億円、2号炉で約 300 億円である。（平成 26 年度末現在） なお、総見積額に対する積立額の不足分は、経済産業大臣から受 ける積立期間の通知にしたがい、引き続き積立てを行う。	2. 資金調達計画 廃止措置に要する費用は、自己資金及び外部資金を充当する予定 である。 原子力発電施設解体引当金（過年度分を含む。）は、1号炉で約 <u>323</u> 億円、2号炉で約 350 億円である。（ <u>2020</u> 年度末現在） なお、総見積額に対する積立額の不足分は、経済産業大臣から受 ける積立期間の通知に従い、引き続き積立てを行う。	・記載の適正化（最新 の総引当金額に変 更） ・記載の適正化																												
7-1	第1表 原子力発電 施設の解体 に要する総 見積額	第1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">見積額</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 233</td> <td>約 257</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理処分費</td> <td>約 91</td> <td>約 101</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 324</td> <td>約 358</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見積額		1号炉	2号炉	施設解体費	約 233	約 257	放射性廃棄物処理処分費	約 91	約 101	合計	約 324	約 358	第1表 原子力発電施設の解体に要する総見積額 (単位：億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">見積額*</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td>約 232</td> <td>約 256</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理処分費</td> <td>約 90</td> <td>約 101</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 323</td> <td>約 358</td> </tr> </tbody> </table> <p>*端数処理のため、合計値が一致しない。</p>	項目	見積額*		1号炉	2号炉	施設解体費	約 232	約 256	放射性廃棄物処理処分費	約 90	約 101	合計	約 323	約 358	・記載の適正化（端数 処理の変更）
項目	見積額																															
	1号炉	2号炉																														
施設解体費	約 233	約 257																														
放射性廃棄物処理処分費	約 91	約 101																														
合計	約 324	約 358																														
項目	見積額*																															
	1号炉	2号炉																														
施設解体費	約 232	約 256																														
放射性廃棄物処理処分費	約 90	約 101																														
合計	約 323	約 358																														

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。